

NORMA

ノーマ No.297

社協情報

2016

6

JUNE



SPECIAL REPORT

特集①
P.2

参加と協働による「新たなたすけあい」の創造
～共同募金における運動性の再生～

平成28年度 地域福祉推進委員会 総会報告
特集②
P.4

P.6 ●新連載 社協の理事、監事、評議員のための基礎知識〔第1回〕
社会福祉協議会の目的と組織の特徴

P.8 ●社協活動最前線
大阪市港区社会福祉協議会（大阪府）
社協と社会福祉法人がそれぞれの特性を活かし、
共同で取り組む生活困窮者自立支援事業

P.10 ●災害に備える地域づくり〔第5回〕
伊勢市社会福祉協議会（三重県）②
地域に根づいた災害ボランティアセンターをめざして

P.12 ●明日への一歩～ノーマインタビュー～
住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会 代表幹事 矢澤 久子氏
狭間のニーズに対する支援の充実をめざす

参加と協働による 「新たなたすけあい」の創造

～共同募金における運動性の再生～

社会福祉法人 中央共同募金会

平成28年は共同募金運動創設70年を迎える年である。そこで、中央共同募金会（以下、中央共募）は平成26年10月に企画・推進委員会を設置し、今後の共同募金運動のあり方や地域福祉における共同募金の役割等について検討を重ねてきた。そして平成28年2月には、「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造～共同募金における運動性の再生～」と題する答申（以下、70年答申）が、委員長である上野谷加代子同志社大学教授によりなされた。

その後、中央共募では、答申を着実にすすめるために「70年答申に基づく推進方策」（以下、推進方策）と、「共同募金会職員行動原則」（以下、行動原則）を策定し、5月の中央共募評議員会において全国の共同募金会での取り組みとしていくことを申し合わせたところである。

今号ではこれらの概要について紹介する。

70年答申のねらい～運動性の再生～

70年答申では、共同募金は、地域住民や関係機関・団体との協働による地域課題や社会課題解決を図る「運動性」を有し、次の機能を發揮するものであることが再確認されている。

- ① 地域課題解決の必要性の地域への提起
- ② 地域住民の地域課題解決への主体的参加、募金への協力促進
- ③ 地域課題解決の活動や募金参加による満足感や達成感向上を通じての一層の協力拡大
- ④ 募金運動を通じた団体の育成、組織力の向上
- ⑤ 地域住民や団体等との協働による地域の福祉力向上
- ⑥ 地域住民と団体をつなぐ、新たなネットワークの創造

そして、共同募金は単に寄付を集めための運動ではなく「地域福祉の推進」と「寄付文化の発展」を図る運動であることが確認された。長い歴史の中で共同募金関係者や地域住民の意識から失われつづあり、この「運動性」を再生して募金運動を活性化することが、共同募金の発展と地域福祉の推進につながるとしている。

そもそも、戦後開始された当初の共同募金運動は、戦後復興の一助として、戦災孤児や生活困窮者への支援などを目的に始まった。こうした課題は多くの国民の理解を得て、人々は共感をもって募金や寄付に参加していた。しかし、70年にわたる運動の中で、社会に「赤い羽根募金」として定着する一方で、共同募金から「運動性」が徐々に失われ、集める側にも地域住民の側にも、運動の目的や解決すべき課題への理解や共感よりも、寄付を集めることがだけが意識されるようになってきたことが答申で指摘されている。

今後、多様化・複雑化し増大する福祉課題解決のための資金ニーズに的確に応えていくためには、募金運動の活性化による実績増加を図ることが大切である。そのためには、県共募および市区町村共募が地域福祉の推進主体であることをこれまで以上に自覚することと、そのうえで参加と協働による組織運営、地域ニーズを反映した助成計画

募金および助成の活性化と循環の仕組みづくりを実現させることなどを共募組織に求めている。

（参照）『70年答申』http://www.akaihane.or.jp/pdf/70_toushin.pdf

70年答申に基づく推進方策と職員行動原則

このたび中央共募では、答申内容を具体化し、明確な目標をもつて取り組みをすすめるための指針として推進方策を定めた。70年答申は、今後10年間にわたる共同募金の方向性を示したものであるが、推進方策は、平成28年度から平成30年度までの3年間で達成する共通の目標であり、その後の進捗状況をみて見直しを行うこととしている。また、共同募金に携わる一人ひとりの職員が、全国協調の運動としての共同募金に関する価値観や基本的な考え方を共有し、職員が自信と誇りをもつて業務にあたることにより、共同募金が地域社会の信頼を得ることをめざして職員行動原則を策定した。

なお、推進方策は中央、県、市区町村の各共募組織の目標や取り組み事項を示している。今後、その内容と具体的な全国各地の事例を加え、さらに70年答申などを掲載した冊子を作成する予定である。

社会福祉協議会に対する期待

70年答申では、市区町村社協に対し、共同募金運動が地域福祉実践のひとつであり、市区町村共募が県共募の内部組織にとどまらず「地域の協議体組織」としての公益的な性格をもつことの再確認や、運動性の再生に向けて市区町村共募をより実効性のあるものへと育てていくこと、組織内外における運動への協力・支援といった期待を寄せている。

また、都道府県社協に対しては、共同募金の助成計画への意見書が形式化している実態を県共募とともに見直し、助成計画の妥当性を判断するにとどまらず、都道府県内で必要とされている活動は何か、またそれをすすめる運動はどうあるべきかなど、より具体的に提示すること、加えて、意見書にとどまらず都道府県内の課題解決に向けて県共募との日常的な連携強化を図ることが期待されている。

今後、共同募金会は、社協が主催する会議への参画を含め、地域において増大する生活課題の解決への取り組みを支える役割を果たしていきたい。社協においても、地域福祉活動計画策定の過程や、生活困窮者支援など制度の狭間に応じる地域福祉活動の推進において、共同募金運動と連携した展開が図られるよう協力をお願いしたい。

70年答申に基づく推進方策における重点目標

1 都道府県共同募金会

○運動性の再生に向けた市区町村共同募金委員会の支援

都道府県社会福祉協議会との連携のもとに、市区町村社会福祉協議会等に対して、共同募金における運動性の再生及びそのための市区町村共同募金委員会の必要性について十分に説明し、設置の目的に理解を求めるなどの環境整備を進め、早期の設置完了を目指す。

○都道府県共同募金会の機能強化

都道府県域において運動性を持った展開を実現するために、新たな地域課題の解決に向けた助成と自ら行う募金の活性化を図る。また、そのために都道府県域における課題把握に向けた活動団体との協議の場の設置を進める他、都道府県社会福祉協議会やNPO中間支援組織等との連携を強化する。

2 市区町村共同募金委員会

○運動性の再生による共同募金運動の活性化

地域住民が、運動の目的や解決すべき課題を理解し、地域福祉の一環として共感をもって募金や寄付など運動に参加できるよう、戸別募金を中心として寄付者や募金ボランティアに対して募金の趣旨や使途について丁寧に説明するとともに、助成先団体も積極的に募金活動に参加したり助成による成果報告を徹底するなど「運動性」の再生に向けた取り組みを進める。

○多様な人材の参画による住民が主体となった共同募金運動の展開

社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会との連携を基礎としながら、市区町村共同募金委員会への多様な人材の参画を進めるとともに、地域住民が助成審査に参加し、地域住民が主体となった募金運動の展開を実現する。

3 中央共同募金会

○人材養成・個別支援の実施

都道府県共同募金会、市区町村共同募金委員会の組織活性化と職員の専門性向上に向けた人材育成の方策について検討したうえ、早期に人材養成研修を実施する。また、都道府県共同募金会における自己評価の体制づくりと個別支援を実行する。

○社会福祉協議会との連携強化

運動性の再生に向けた共同募金会と社会福祉協議会との連携強化のため、全国社会福祉協議会と協議し、連携強化に向けた取り組みを実施する。

○中央共同募金会による募金受け入れ強化と全国的な助成のしくみづくり

都道府県共同募金会との連携のもとに2都道府県以上にまたがる共同募金の受入及び調整機能を強化し、企業に対する共同募金への寄付の働きかけの充実を図る。また、現行の共同募金のしくみでの対応が困難な、全国的あるいは複数の県にまたがって解決が求められる社会課題に対応し、全国域において運動性を持った展開を実現するために、都道府県共同募金会との連携のもとに、自ら募金・助成を担うしくみづくりを行う。

平成28年度 地域福祉推進委員会 総会報告

●計画の内容

1. 「地域福祉推進施策の再編への対応」と「社協・生活支援活動強化方針」の具体化
- (1) 「強化方針」推進プロジェクト委員会の開催

- (2) 「強化方針」第2次アクションプランの策定

4. 生活困窮者自立支援制度の取り組みの推進・支援

- (1) 事業実施状況の把握、制度情報の収集・提供
- (2) 生活困窮者自立支援事業全国担当者会議の開催

- (3) 「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」の受託実施

5. 新しい総合事業や介護サービス事業の推進

- (3) 社会福祉協議会活動全国会議の開催(夏季と冬季の2回開催)

2. 地域福祉推進施策の再編に向けた対応

- (1) 新しい福祉の提供ビジョンの具体化
(2) 制度改正への対応

3. 社会福祉法改正への対応

- (1) 市区町村社協における対応

- (1) 社会福祉法改正に伴う定款の改定やガバナンスの強化に向けて、制度内容の周知や社協モデル定款の見直し等の対応を行う。
- (2) 市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による地域の公益的な活動の推進と法改正への対応

- (1) 市区町村社協介護サービス経営研究会(幹事会)にて、「社協・介護サービス事業推進方針2015」および「新しい総合事業への社協の取り組み」に基づいた事業の推進を図るとともに、協議体や生活支援コーディネーターへの取り組み方針や具体策の提案、在宅介護サービス事業のあり方に関する検討、「社協・介護サービス事業経営の手引き」の普及、介護サービス経営セミナーの企画等を行う。
- (2) 新たな生活支援・介護予防サービスを創出するための調査研究―住民と専門職の協働による効果的な支援のためのツール開発事業

地域福祉推進委員会は、去る5月18日、平成28年度総会を開催し、平成27年度事業報告(案)・決算ならびに平成28年度事業計画(案)・予算(案)について審議を行い、原案通り承認された。

また、4月14日以降に発生した熊本地震への対応については、被災地社協支援とともに全国から応援職員のブロック派遣や、福祉救援活動資金の支給状況等について報告を行った。

なお、平成27年度事業報告・決算ならびに平成28年度事業計画・予算については、社会福祉協議会業務用ホームページ「社協の杜」[※]に掲載している。

さらに、介護保険制度においては、新しい総合事業への移行を踏まえた体制づくりがすすめられており、社協としては生活支援サービスの拡充を通じて、地域福祉の基盤づくりを推進する。また、本会が「社協・介護サービス事業推進方針2015」等で示したように、住民主体の地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域福祉と介護サービスの統合的な展開が求められている。

本委員会においては、制度改革にかかる動きを地域福祉推進施策の再編ととらえ、地域において住民と専門職が協働し、多様かつ複雑化した生活課題の解決に向けた総合的・横断的な事業展開となるよう、地域福祉の基盤づくりや社協の組織体制の強化などに取り組むことが重要であると認識する。

社会福祉法改正において、社会福祉法人たる取り組みを推進するよう組織のガバナンスの強化、運営の透明性の確保、地域における公益的な活動の責務化等の改革がすすめられた。社協においては、これら法改正の動きを地域福祉推進の大きな契機ととらえ、社会福祉法人と連携・協働した地域の公益性的な活動の充実強化に取り組み、地域

地域福祉推進委員会は、去る5月18日、平成28年度総会を開催し、平成27年度事業報告(案)・決算ならびに平成28年度事業計画(案)・予算(案)について審議を行い、原案通り承認された。

また、4月14日以降に発生した熊本地震への対応については、被災地社協支援とともに全国から応援職員のブロック派遣や、福祉救援活動資金の支給状況等について報告を行った。

なお、平成27年度事業報告・決算ならびに平成28年度事業計画・予算については、社会福祉協議会業務用ホームページ「社協の杜」[※]に掲載している。

さらに、介護保険制度においては、新しい総合事業への移行を踏まえた体制づくりがすすめられており、社協としては生活支援サービスの拡充を通じて、地域福祉の基盤づくりを推進する。また、本会が「社協・介護サービス事業推進方針2015」等で示したように、住民主体の地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域福祉と介護サービスの統合的な展開が求められている。

本委員会においては、制度改革にかかる動きを地域福祉推進施策の再編ととらえ、地域において住民と専門職が協働し、多様かつ複雑化した生活課題の解決に向けた総合的・横断的な事業展開となるよう、地域福祉の基盤づくりや社協の組織体制の強化などに取り組むことが重要であると認識する。

社会福祉協議会においては法改正の動向を地域福祉推進のための大きな転機ととらえ、社会福祉法と積極的に協働して、社会福祉法支援のためのツール開発事業

いく。そのために、「市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による地域の公益的な活動の推進方策」を取りまとめ、全国的な社協の取り組みとして推進する。

- (3) 多様な関係機関と連携した生活支援サービスの推進
- ① 生活支援コーディネーター研究協議会の開催 「みづほ教育福祉財団助成事業」
- ② 『住民主体の生活支援サービスマニュアル』(全7巻) 発行・普及への協力
- ③ 助け合い活動に関するパンフレットの普及
6. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の普及促進
- (1) 地域福祉権利擁護に関する委員会の開催
- (2) 地域における総合的な権利擁護体制の構築の推進
- (3) 日常生活自立支援事業の推進
- ① 日常生活自立支援事業の見直しへの対応
- ② 月次調査、利用状況調査の実施
- ③ マニユアルや手引きの発行等を通じた事業従事者の質の向上
- ④ 関係会議、研修会の実施 (国庫補助事業)
- ア 都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業担当部・課・所長会議
- イ 専門員実践力強化研修会Ⅰ (新任)
- ウ 専門員実践力強化研修会Ⅱ (中堅)
- エ 地方ケースカンファレンス (2回開催)
- (4) 地域における多様な権利擁護活動の取り組みの推進

(3) 多様な関係機関と連携した生活支援サービスの推進

① 生活支援コーディネーター研究協議会の開催 「みづほ教育福祉

財団助成事業」

② 『住民主体の生活支援サービスマニュアル』(全7巻) 発行・普及への協力

③ 助け合い活動に関するパンフレットの普及

6. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の普及促進

(1) 地域福祉権利擁護に関する委員会の開催

(2) 地域における総合的な権利擁護体制の構築の推進

(3) 日常生活自立支援事業の推進

① 日常生活自立支援事業の見直しへの対応

② 月次調査、利用状況調査の実施

③ マニユアルや手引きの発行等を通じた事業従事者の質の向上

④ 関係会議、研修会の実施 (国庫補助事業)

ア 都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業担当部・課・所長会議

イ 専門員実践力強化研修会Ⅰ (新任)

ウ 専門員実践力強化研修会Ⅱ (中堅)

エ 地方ケースカンファレンス (2回開催)

(4) 地域における多様な権利擁護活動の取り組みの推進

II. 社協活動の基盤強化

1. 市区町村社協と社会福祉法人・施設の協働による地域の公益的な活動の推進

地域協議会の運営や、評議員設置が困難な社会福祉法人に対する支援を実施し、地域の生活課題や福祉ニーズに対応する福祉サービス・活動の創造や活性化を図る。

2. 住民の福祉活動の推進

(1) 地域生活支援ワーカー (地域福祉コーディネーター) リーダー研修会の開催 (国庫補助事業)

(2) 「ふれあい・いきいきサロン全国研究交流集会」の開催 (みづほ教育福祉財団助成事業)

(3) 「地域の福祉力セミナー」の開催 (国庫補助事業)

3. 地域福祉計画策定等の促進と地域福祉活動計画策定の推進

4. 共同募金運動の推進

III. 社協組織体制の強化

1. ガバナンス強化や社会福祉法改正に応じた組織役職員の体制づくり

(1) 社協の事業組織運営に必要な対応

2. 社会福祉法改正にかかる検討作業委員会を設置し、モデル定款の見直しを行い、社協の事業・組織経営上の課題整理、今後の対応等の検討を行う。

2. 社協の人材育成

(1) 地域福祉コーディネーター等のマネジメントのあり方検討

(2) 新任事務局長向けの手引書の作成

3. 社会福祉協議会活動調査の実施

社協組織の基本となる運営面、事業面における基礎事項を理解するための「新任事務局長マネジメントの手引き」(仮称)を作成する。

IV. 社協活動や組織の存在意義に対する社会的な理解づくり

V. 東日本大震災被災者および被災社協への支援の継続

VI. 委員会の運営

平成28年度 地域福祉推進委員会役員の補充選任について

社協役職員の退任に伴い監事1名、関東ブロック・市区町村代表の常任委員1名について、運営内規第9条に基づき補充選任された。

日 (金) より各県・市町社協から応援職員を派遣

・ 4月28日以降は、九州ブロックに加え、中国・四国・近畿の各ブロックの各府県・市町社協職員の派遣を決定

・ 熊本県社協だけで県内市町村社協の支援が困難な状況となつたため、九州ブロック (幹事県: 長崎県社協) では相互応援協定に基づき、4月22日 (金) より各県・市町社協から応援職員を派遣

福祉救援活動資金の支給

・ 福祉救援活動資金援助制度運営要綱に基づき、熊本県社協、熊本市社協に対し、第1回支給額200万円 (熊本県・170万円、熊本市・30万円) を5月9日に送金したことを報告した。

平成28年熊本地震の対応等について

● ブロック派遣による被災地社協支援 4月に発生した熊本地震については、とくに県内全45市町村に災害救助法が適用された熊本県の取り組み状況を中心次のような報告を行つた。

Q2 社協がすすめてきた「地域福祉」とはどのような考え方ですか？

A2 現代では、例えば高齢、病気や障害、要介護、認知症の状態になった時、介護保険制度などによるさまざまなサービスを利用することができます。しかし、介護保険に限らず、制度によるサービスでは対応できなかつたり解決が難しい場合があります。その代表的な例は、社会的な孤立や排除の問題、生きがいづくりといった課題です。友人や地域の人と交流をもち、生き生きと暮らし続けていくためには、制度によるサービスとともに身近な地域での助け合い活動が大きな役割を果たします。また、障害や病気がある人、個々人の多様な生き方を理解し、受け止める地域（共生社会）をつくることも重要です。

このような地域づくりは、行政の指示や号令ですむものではなく、お金を払って誰かに代わりにやってもらうこともできません。地域福祉では、地域の課題に気づき、それを解決していく基本的な主体は住民自身であるという考え方があり、社協が掲げる「住民主体の原則」はこうした考え方に基づくものです。

だからこそ、社協は、常に住民の参加を呼びかけて住民とともにさまざま

な事業・活動を実施していくのであります。住民会員制度があることや部会、委員会、評議員会等を通して住民が参画することは社協組織の特徴と言えます。

Q3 社協は市区町村だけではなく都道府県・指定都市、全国段階に設置されていますが、組織構成上はどのような関係ですか？

A3 社協は、すべての市区町村に設置されており、都道府県・指定都市社協、全社協を含む全国ネットワークをもつてることが大きな特徴です。ただし、組織的にはそれぞれの社協が理事会、評議員会をもつ独立した法人であり、企業の本社・支社のようないくつかの関係ではありません。それぞれの社協が地域の実情に合わせて事業・活動を実施しており、地域によって違った大きなことも社協のひとつつの特徴と言えるかもしれません。

全社協では、市区町村社協、都道府県・指定都市社協の代表者を構成員とする「地域福祉推進委員会」を設置しております。社協の事業・活動や組織のあり方を検討してさまざまな方針や手引き等を作成し提案しています。こうしたものも各社協の組織経営を考えるうえで参考にしていただきたいと考えています。

Q4 社協と自治体の関係はどのように考えるべきでしょうか？

A4 社協は住民主体で地域福祉をすすめるとともに、公私の社会福祉関係者の参加を得て連絡・調整を行うという役割をもっています。行政から委託事業や補助事業を受けて公的な福祉サービスの一部を担つているという側面が強く出ている場合もありますが、社協と行政との関係は対等なパートナーシップが基本です。行政は住民の福祉に責任をもち、公的な福祉サービスを適切に運営し、必要なサービスを住民に提供していく必要があります。しかし、さまざまなニーズに応えていくためには行政が直接実施する公的なサービスだけではなく、住民による助け合い、社会福祉法人やNPO、民間企業が実施する福祉サービスなど民間による社会福祉の事業・活動との協働が不可欠であり、社会協同の「内部留保」が多額にのぼることが指摘されたことが発端でした。

しかし、「施設の問題だから社協には関係ない」ということではなく、社会協同の「内部留保」が多額にのぼることが指摘されたことが発端でした。

協自身も社会福祉法人の一員として、また地域福祉を推進する高い公益性を求める組織として、改めて自らの組織のあり方や事業・活動について見直す機会とするべきでしょう。

地域の社会福祉法人・施設との協働を推進するうえでも今回の法改正は大きなチャンスです。これまで社協と社会福祉法人・施設は、イベント等での連携は一定程度あるものの、具体的な協働事業は必ずしも活発に展開されていました。しかし、ますます多様化・複雑化する地域の課題に対応していくためには地域の福祉関係者との協働が重要です。社会福祉法人・施設がもつ専門性や建物・設備、人材等の資源が地域福祉に一層活用されるよう、社協として働きかけていくことが求められるでしょう。

Q5 今回の社会福祉法人制度改革改革は、社協には関係ないのでしょうか？

A5 今回の法改正は、一部の社会福祉法人・施設においていわゆる「内部留保」が多額にのぼることを推進するうえでも今回の法改正は大きなチャンスです。これまで社協と社会福祉法人・施設は、イベント等での連携は一定程度あるものの、具体的な協働事業は必ずしも活発に展開されていました。しかし、ますます多様化・複雑化する地域の課題に対応していくためには地域の福祉関係者との協働が重要です。社会福祉法人・施設がもつ専門性や建物・設備、人材等の資源が地域福祉に一層活用されるよう、社協として働きかけていくことが求められるでしょう。

社協活動最前線

大阪市港区
社会福祉協議会

社協と社会福祉法人が
それぞれの特性を活かし、
共同で取り組む
生活困窮者自立支援事業



天保2年に人工的に土を積み上げて造られた、標高4.53mの天保山（てんぽうざん）。長い間日本一低い山とされていました。

社会福祉法人と共同で生活困窮者自立支援事業をスタート

大阪市港区社協（以下、港区社協）では、区内にある社会福祉法人みなど寮（以下、みなど寮）と共同で、平成27年4月から大阪市港区生活困窮者自立支援相談機関「くらしのサポートコーナー」（以下、サポートコーナー）を設置し、自立相談支援事業に取り組んでいます。社協単独ではなく、みなど寮と一緒に事業を始めた経緯について、港区社協の砂田知美事務局長は次のように語ります。

「この事業を受託するにあたり、港区社協単独で取り組むにはマンパワーやノウハウが不足していると思いまして。幸いなことに、区内には、救護施設として長い間さまざまな人をサポートしてきたみなと寮さんがあります。そのみなと寮さんから共同体でとお話をいただいたこともあり、私たちも地域で見守り支援のネットワークを構築

してきましたから、2つの組織が一体となれば、より実践的な生活困窮者自立支援事業が生まれるのではないかと考えたのです」

みなど寮の佐藤佳道さん（サポートコーナー主任相談支援員）も、社協との連携が必要だと話す。

「みなど寮では、救護施設を運営しております、施設内では利用者へ手厚い支援を行ってきたという自負があります。

しかし、地域には支援が必要な方がまだ多くいらっしゃいます。そのような方を発見して支援活動につなぎたいという思いがありましたが、単独法人だけでは限界があるのも事実でした。そこで、幅広いネットワークをもつ社協とタイアップすることで、相談支援の入口、そして出口の幅が広げられるのではないかと考え、そのタイアップのひとつの方が、自立相談支援事業を社協と共同運営することでした」

こうして、みなど寮の支援ノウハウと社協のネットワークという、2つの組織がもつ特性を活かすかたちで事業

がスタートした。相談窓口である「サポートコーナー」は港区役所内に設置され、ここに支援員2名（みなど寮から出向）が常駐する。事業スタートから1年で、相談件数は約390件に達している。

詐欺被害にあつた男性の自立をめざして

多くの相談実績の中には、長年にわたりお金を騙し取っていた事例があります。高齢男性のAさんは、将来お金が何倍にもなつて返ってくるという話に騙され、何年もお金を渡し続けていた。

今後は、妹の家から独立しての自立難になり、妹の家に住むようになつたことをきっかけに、妹が「サポートコーナー」に相談を寄せた。

多方面からの支援が必要と判断した佐藤さんは、港区社協のコミュニティソーシャルワーカーである見守り支援ケースを報告し、一緒にAさんのいる

家を訪問することとした。実際にAさんと話してみると、お金が返つてくるということを強く信じていて、自分が騙されているという話を受け入れようとせず、佐藤さんたちが訪問をしている期間もお金を渡し続けているようであった。

しかし、何度も相談実績の中には、長年にわたりお金を騙し取っていた事例がある。高齢男性のAさんは、将来お金が何倍にもなつて返ってくるという話に騙され、何年もお金を渡し続けていた。今後は、妹の家から独立しての自立生活を見据えた支援を展開する予定といふ。社協の地域包括支援センターとも連携してグループホームへの入居等につなげ、再び詐欺被害にあわないよう支援していくことを検討している。

社協データ

【地域の状況】(平成28年5月1日現在)

人口	82,067人
世帯数	40,495世帯
高齢化率	26.8%

【社協の概要】(平成28年5月末現在)

理事	15人
評議員	40人
監事	2人
職員数	59人（正規職員14人、臨時職員45人）

【主な事業】

- 地域福祉活動支援事業
- ボランティア・市民活動センター事業
- 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 日常生活自立支援事業
- 介護予防事業
- 地域包括支援センター事業
- 通所介護事業

大阪市を構成する 24 区のうちのひとつ。昭和初期に近代化された大阪港周辺を中心として、新興市街地・工業地帯として栄えた。天保山地区のウォーターフロント開発によって、海遊館や天保山大観覧車などのレジャー施設が多く誕生している。弁天町駅前に立ち並ぶ 200m 級の超高層ビル街も有名スポットである。

関係機関との連携こそが、課題を解決するポイント

Aさんの事例から、社協にとつても
自立相談支援事業に取り組んだ成果が

問題解決のためには本人が何をしたいのかを、本人と一緒に考えることが大切です。そしてその希望を実現するたむには、関係機関との連携が欠かせません」と佐藤さんはいう。

「サポートコーナー」の窓口を設けた当初は、区役所内の生活保護相談窓口の横にあるため生活保護申請が増えたと予想したが、結果は逆だった。生活困窮の根本的な問題解決をめざして、

これまでであれば、地域の中で困った人がいてもどこに連絡すればよいのかわからないということが多くあった。公社協に連絡をしてくるのは、ある程度、公社協や福祉制度について知っている人に限られていたという。しかし、区役所内に窓口ができ、常に相談員がいる体制が整つたことによって、住民が安らぎで行政をはじめ、多くの関係者が知恵を出し合うようになつたからだと、言えるのではないだろうか。これは、生活困窮者自立支援事業の積極的な展開が、生活困窮が深刻になる前段階での生活の再建や自立に向けて、重要な役割を担つていていることをあらわしていると考えられる。

心して相談を持ち込めるようになつたのである。

また、港区社協としても社協のネットワークを活かし、持ち込まれたニード

港区社協では、ネットワークの拡大を適切な支援につないでいる。例えば、見守りの支援が必要と思われる人が訪れた場合、「サポートコーナー」だけでは支援を行つてくれる人につなぐことが困難であることが多い。そのような時に、社協から地域の支援者につなぐことで、支援ニーズにこたえている。「問題解決には、『出口』となる関係会員51施設の情報を冊子にまとめて配布した。会員施設同士の横のつながりを深めたいという思いが、冊子をつくりきつかけパンフレット」を作成し、区社会福祉施設連絡会として「つながりを模索し始めている。具体的には、津

機関とのネットワークが重要なのです。サポートコーナーはあくまで窓口に過ぎず、そこでの相談は困っている人たちの悩みごとを聞き出すことであって、各施設の活動概要だけでなく、施設ができること」「手伝ってほしいことがまとめてあり、近隣施設同士が協力していく理由である。ナンバーレンジには

地域の社会福祉施設との連携を拡大する

仕掛けがある。

さんの理想である。例えば、物品支援を行つた際、港区内には備蓄していくべきが区外にあつた例がある。「区壁を越えて、必要なものを必要なところに回せるような体制をつくるべきではないか。こんなネットワークづくりこそ、社協の使命」だと考え、最初から大阪市全体で一挙につながることはできなくとも、まずは湾岸エリアなどの近隣区と実験的に連携をすすめていきたいと考えている。



大阪市港区社協のスタッフとサポートコーナーの関係者の皆さん
写真前列左から、田中未春見守り支援ネットワーカー、くらしのサポート
コーナー・佐藤佳道主任相談支援員、砂田知美事務局長

災害に備える地域づくり

第5回

地域に根づいた災害ボランティアセンターをめざして

伊勢市社会福祉協議会（三重県）

(2)

常設型災害ボランティアセンターの周知

常設型災害ボランティアセンター

に活動を開始するという目的もあり、平時重要な機能のひとつである。

常設型災害ボランティアセンターの機能

前回紹介した「常設型災害ボランティアセンター」（以下、常設型災害ボラセンター）では、平成23年度に市と協働して策定した運営マニュアルの検証および見直しと、市民や関係機関に向けた常設型災害ボラセンの周知を目的として、災害ボラセンの運営訓練を実施している。また、市のケーブルテレビで毎月広報番組の枠をいただき、本会職員が地域に向いて市民の声をお伝えする「社協情報番組」を放送。その中で災害ボラセンの活動についても紹介しており、番組動画を研修会や地域懇談会等の場でも放映している。（QRコード参照）

さらに、既存の社協だよりや各事業チラシ、ボランティア情報提供メールマガジンとFacebookのほか、市内の市民活動センターとボラセンが共同してボランティア・市民活動の情報や魅力を発信する「Charm+」（Facebook）を運用し、災害支援の情報ツールとしている。このような災害ボラセンの周知活動には、災害発生時の協力者を増やし、迅速

ら土曜までの週6日とし、ボランティアの協力を得て、毎週土曜日（4月23日）～5月28日）の義援金募集や「みえ災害ボランティア支援センター」の活動支援金募集（6月12日）など、街頭募金活動を災害ボラセンが担つて開催した。熊本のために何らかの支援活動を行いたいという思いをもつた、地域の親子や中学校の生徒会などに参加いただいた。

ボラセンと災害ボラセンの活動領域は各市区町村社協により多様であるが、災害発生時に素早い対応が取れるのは常設型災害ボラセンの強みである。発災時の混乱期の中では日頃から顔の見える関係者が活きる。これは災害ボラセンに限らず、他機関・団体の連携と財源について述べる。



熊本地震支援（義援金募集街頭募金）

三重県下初
伊勢市ボランティアセンター × いせ市民活動センター
共同フェイスブック(facebook)ページ好評配信中!!

Charm+ ボランティア 市民活動 の 情報が満載！

フェイスブック (facebook) 好評配信中!!

たくさんのいいね！ よろしくお願いします(^^)

https://www.facebook.com/iseCharmPlus

社会福祉協議会情報番組「伊勢市行政ケーブルテレビ」
伊勢市災害ボランティアセンター（平成28年2月放映）
<https://www.youtube.com/watch?v=i6d1tYNdcgg>

伊勢市ボランティアセンターフェイスブックページ
f <https://www.facebook.com/isevc>

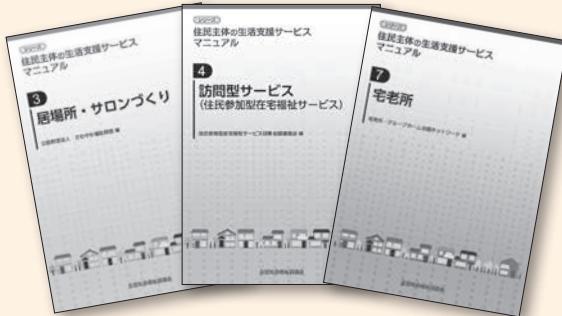
伊勢市ボランティアセンター × いせ市民活動センター
共同フェイスブック(facebook)
チャームプラスフェイスブックページ
Charm+ 共同フェイスブック(facebook)
チャームプラスフェイスブックページ
<https://www.facebook.com/IseCharmPlus>

次回は、常設型災害ボラセンと行政や他機関・団体の連携と財源について述べる。また、地域福祉活動の原点であることは言うまでもない。

シリーズ「住民主体の生活支援サービスマニュアル」 全7巻が完成

このたび、本会出版部より住民主体の生活支援サービスマニュアル第3巻「居場所・サロンづくり」、第4巻「訪問型サービス（住民参加型在宅福祉サービス）」、第7巻「宅老所」を刊行し、シリーズ全7巻が完成しました。

新しい総合事業への移行がすすむ中、住民主体の取り組みを活性化し、地域に必要とされる活動・サービスを開発していくことが急務となっています。地域の人材養成や第1層、第2層協議体での学習、生活支援コーディネーターの研修などにぜひご活用ください。



◆第3巻「居場所・サロンづくり」

「居場所・サロン」は、助け合い、支え合い活動を生み出す基盤となる仕組みです。その効果は、交流（ふれあい）によるいきがいや、身体面における介護予防となって現れています。本書は、全国で取り組まれているさまざまな居場所・サロンの事例を紹介しながら、居場所・サロンづくり・運営の方法について紹介しています。

◆第4巻「訪問型サービス(住民参加型在宅福祉サービス)」

住民が主体となって運営する訪問型サービスは、家事のお手伝い、話し相手や見守り、外出の付き添いや買い物支援などを住民同士の支えあいを基本に行う仕組みです。

本書では、会員制や有償の仕組みなどの訪問型サービスの特徴、実施内容、具体的な団体の立ち上げの流れ、新しい総合事業との関係などを解説するとともに、関係機関や地域との連携についても取り上げています。

◆第7巻「宅老所」

宅老所は、大規模で行われてきた集団ケアに対する反省から生まれた活動で、小規模な拠点で自宅のような雰囲気で過ごせる空間づくりや共生型の取り組みが特徴です。

本書では、宅老所がめざしているケアのあり方、地域社会との関係を丁寧に紹介し、活動を立ち上げる際の流れや必要な準備、運営の考え方についても実践的なポイントを解説しています。

価 格：各 1,200 円（税別）

申込先：全社協出版部受注センター TEL 049-257-1080

「福祉の本出版目録ホームページ」でもお申込みいただけます。

<https://www.fukushinohon.gr.jp/>

問合せ先：全国社会福祉協議会 出版部

TEL 03-3581-9511／FAX 03-3581-4666

「社会福祉法改正のポイント」 これからの社会福祉法人経営のために 刊行のお知らせ

2016年3月31日、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が可決成立いたしました。

本書は、この法改正のうち、社会福祉法人制度改革に関する事項を整理し、社会福祉法改正の内容を簡潔にまとめています。ぜひご一読ください。



価 格：900 円

裁：B5 186 頁

内 容：序 章 社会福祉法人制度見直しに至る経過、背景等

第1章 社会福祉法等の一部を改正する法律について

第2章 平成28年4月1日施行事項のポイント

第3章 平成29年4月1日施行事項のポイント

第4章 政令・省令事項

申込先：全社協出版部受注センター TEL 049-257-1080

「福祉の本出版目録ホームページ」でもお申込みいただけます。

<https://www.fukushinohon.gr.jp/>

問合せ先：全国社会福祉協議会 出版部

TEL 03-3581-9511／FAX 03-3581-4666

2016年6月号 平成28年6月29日発行

編 集／全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所／地域福祉推進委員会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者／桐畠 弘嗣

編集人／高橋 良太

定 価／216 円（本体価格 200 円）

デザイン・印刷／三報社印刷株式会社

編
集
後
記

関東地方が梅雨入りし、ジメジメした日が増えました。アジサイもきれいに咲いていますね。私は蒸し暑いのが苦手なので早く梅雨明けしてくれないかな?と思いつつも、今年の夏は猛暑になるとのことで夏の到来が怖くもあります。

さて、先日、ある県社協にいる大学時代の同級生が結婚した話を、その県社協の局長さんからお聞きしました。大変嬉しかったです。

M君結婚おめでとう！日々めまぐるしく過ぎていきますが、お互いこれからも頑張りましょう。（志）

明日への一步

～ノーマインタビュー～

INTERVIEW #02

狭間のニーズに対する支援の充実をめざす



矢澤 久子氏

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会代表幹事。認定特定非営利活動法人ネットワーク大府理事長。平成4年にネットワーク大府を立ち上げ、今日まで住民参加型のサービスを展開している。

矢澤さんは今まで住民参加型の在宅福祉サービスに取り組んでこられましたが、住民参加型在宅福祉サービスの特徴や意義はどのようなものがあるのでしょうか。

このサービスの形態の特徴は、制度のサービスと違って利用者のニーズに柔軟に対応できる点にあります。例えば、介護保険制度の主な対象となるのは高齢者ですが、地域に目を向けると、障害者世帯を含めて、ちょっとした家事援助や子育て支援を必要とする世帯がいらっしゃいます。実際に、ネットワーク大府を立ち上げた平成4年頃、大府市には産前・産後の支援ニーズがありましたが、そのニーズに応えることのできる制度が不足していました。そこで、ネットワーク大府では高齢者への支援だけでなく、子育て世帯への支援も展開するようになりました。

また、近年ではさまざまな分野の制度が充実してきましたが、それでも制度の狭間のニーズは残されています。その狭間のニーズにも素早く対応できるということが、住民参加型在宅福祉サービスを展開することの意義だと考えています。活動を始めた頃の「制度があるから活動するのではなく、ニーズがあるから活動する」という気持ちを忘れずに、今後もさまざまなニーズに応えていきたいと思います。

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会の代表幹事にも就任されておりますが、全国連絡会にはどのような役割があるのでしょうか。

全国連絡会は、住民参加型在宅福祉サービスを実践

近年、さまざまな分野の制度が充実してきましたが、狭間のニーズが残されているのも事実です。このような状況がある中で、住民参加型在宅福祉サービスはその狭間のニーズにも応えるべく長年活動を続けてきました。そこで、ご自身も活動を展開される矢澤さんに、活動の特徴や意義をお聞きしました。

聞き手：全国社会福祉協議会 地域福祉部長 高橋良太

する全国の団体のネットワークです。それぞれの活動の実態把握や情報交換を行い、運営上の課題について協議を行ったり介護保険制度をはじめとする制度や政策への提言を行うことで、住民が安心して暮らせる地域づくりをめざしています。

今ある課題としては、地域にさまざまな福祉活動を行う団体がある中で、行政や各団体同士がどのような団体があるのかを把握しきれていないことがあげられます。この点を解消してお互いの連携が促進されれば、より効果的に利用者支援が展開できるのではないかでしょうか。今後の全国連絡会の取り組みのひとつとしてこの課題を共有し、解決に向けた協議を展開していきたいと考えています。

今後の活動を展開するうえで、社協に期待する役割はありますか。

社協は今日まで地域に密着した活動をされてきた実績があり、幅広いネットワークをもっていると思います。そのネットワークを活かし、地域の団体同士をつなぐことでお互いを支え合える体制を整えたり、さまざまな情報の提供や研修会を開催することで活動に必要なノウハウの支援を行ったりと、各団体が安心して活動できる環境づくりを行っていただきたいです。

とくに新しい総合事業に関しては、地域の社会資源を充実させるためにもお互いがつながる必要があります。地域のことをよく知っている社協が中心になりながら、さまざまな団体が連携して活動を展開していくればよいと考えています。